

## 1. 鉄道近接工事とは？

線路沿線での列車運行に影響を及ぼす範囲において、国・地方自治体、施工会社等の発議者によって行われる工事を鉄道近接工事といいます。

これは、鉄道に近接した範囲内（大型重機を使用の場合は重機倒壊により線路を支障する恐れのある範囲を含む）で工事を行う際に、その工事が原因となる事故によりお客さまがけがをされたり、鉄道設備が損傷したりすることのないよう、工事を着手する前に鉄道事業者と発議者でルールと手続きを取り決め、工事を進めるものです。

道路工事を行うにあたっては、様々な手続きが必要ですが、それと同様に、鉄道沿線での工事についても手続き（鉄道近接工事での文書取り交わし）が必要となります。

## 2. 鉄道近接工事の根拠

### ●建設工事公衆災害防止対策要綱 土木工事編

#### 第 32 鉄道

起業者は、鉄道敷地内又は鉄道敷に近接した場所で土木工事を施工する場合においては、鉄道経営者に委託する工事の範囲及び鉄道保全に関し必要な事項を鉄道経営者と協議しなければならない。

### ●建設工事公衆災害防止対策要綱 建築工事編

#### 第 11 飛来落下による危険防止

2 施工者は、工事をする部分が、工事現場の境界線の近くで、かつ、高い場所にあるとき、又は、はつり、除却、外壁の修繕等に伴う落下物によって工事現場の周辺に危害を及ぼすおそれのあるときは、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）の定めるところにより、工事現場の周囲その他危害防止上必要な部分をネット類又はシート類で覆う等の防護措置を講じなければならない。

#### 第 17 公共設備等への対策

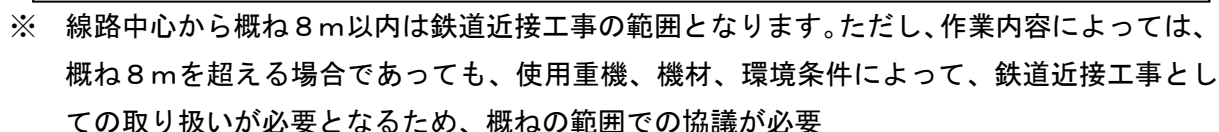
発注者は、工事により影響があると思われる範囲内の公共の埋設物、架空線等の処理、防護等について、十分考慮して設計しなければならない。

2 施工者は、公共の埋設物、架空線等に近接して工事を施工する場合には、あらかじめその埋設物、架空線等の管理者及び関係機関と協議し、施工の各段階における保安上必要な措置、埋設物、架空線等の防護方法、立会の有無、緊急時の連絡先及び連絡方法等を決定しなければならない。

#### 第 36 移動式クレーン

施工者は、移動式クレーンの選定に当たっては、自立できるもので、施工条件、近隣環境等と施工計画との関連を検討して、安全な作業ができる能力をもった機種を選定しなければならない。

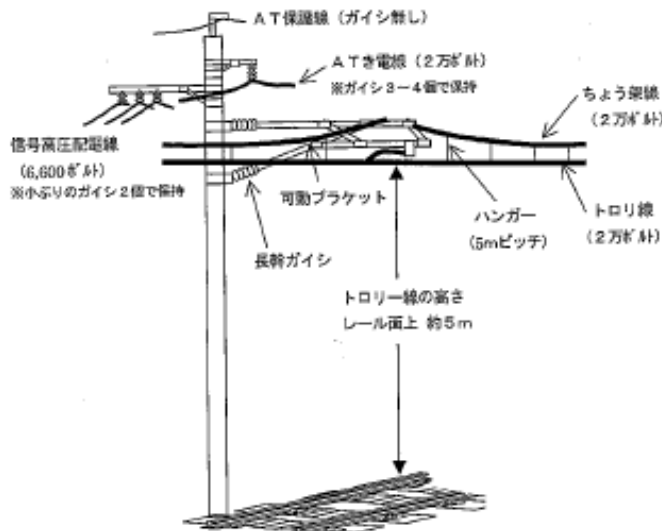
- ### 3. 在来線近接工事の範囲（基本的な考え方）



- ①建物の新築及び解体、修繕（クレーン・杭打機・掘削機の使用・足場仮設撤去等）
- ②立木の伐木
- ③道路・橋梁等の点検、補修、架替、塗装等（薬液注入・矢板打・切削機の使用）
- ④電気通信事業者による線路上空横断・電柱立替等（建柱車・クレーン等の使用）
- ⑤ガス会社による地下埋設管の新設・撤去等（バックホー・矢板打）
- ⑥鉄道境界付近の測量（測量用スタッフの使用・鉄道用地内立入）
- ⑦線路沿線での掘削、盛土 など

## (1) 電車線・高圧配電線の近接作業

○鉄道高圧電線に2.0メートル以内に接近して行う作業

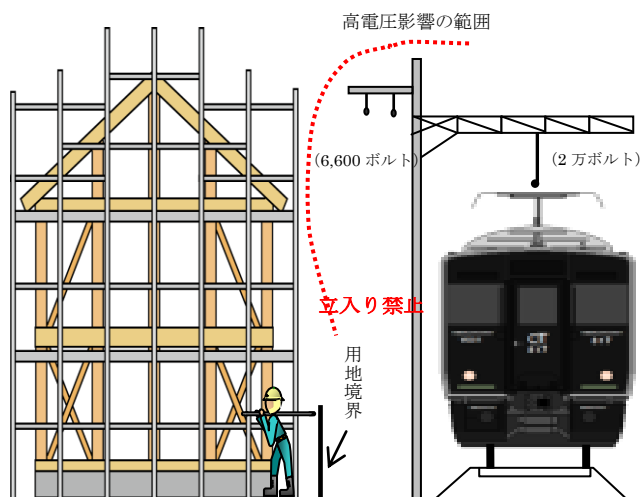


※ トロリー線・信号高圧配電線・ちょう架線 AT き電線は高圧電線です。

架線に触れたり、影響範囲以内に近づくと感電し、最悪、死亡事故などの恐れがあります。そのため、線路に接近する作業については十分に注意しなければなりません。

したがって、線路に近接した作業を施工される場合は、事前の打合せが必要です。

○線路に近接する範囲での家屋新設など

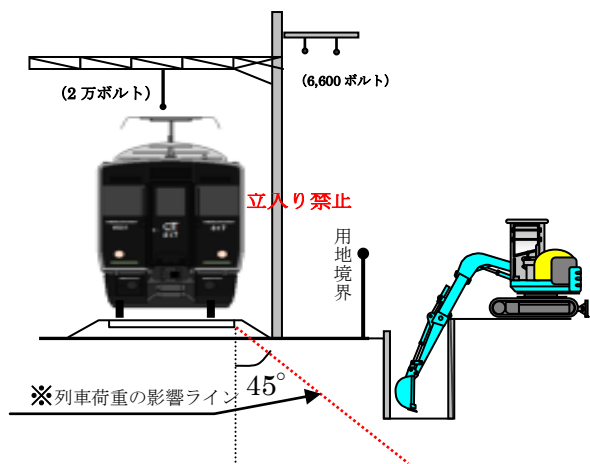


※ 建物の解体・新築及び外壁補修工事の際は、落下や飛来防止により、列車への衝撃を防ぐための準備が必要です。

足場の倒壊や養生シートの飛散により感電や列車との衝撃が発生し、最悪、列車脱線事故などに至る恐れがあります。

したがって、感電・列車との衝撃を防止するため、事前の打合せが必要です。

## (2) 線路に近接して行う掘削作業



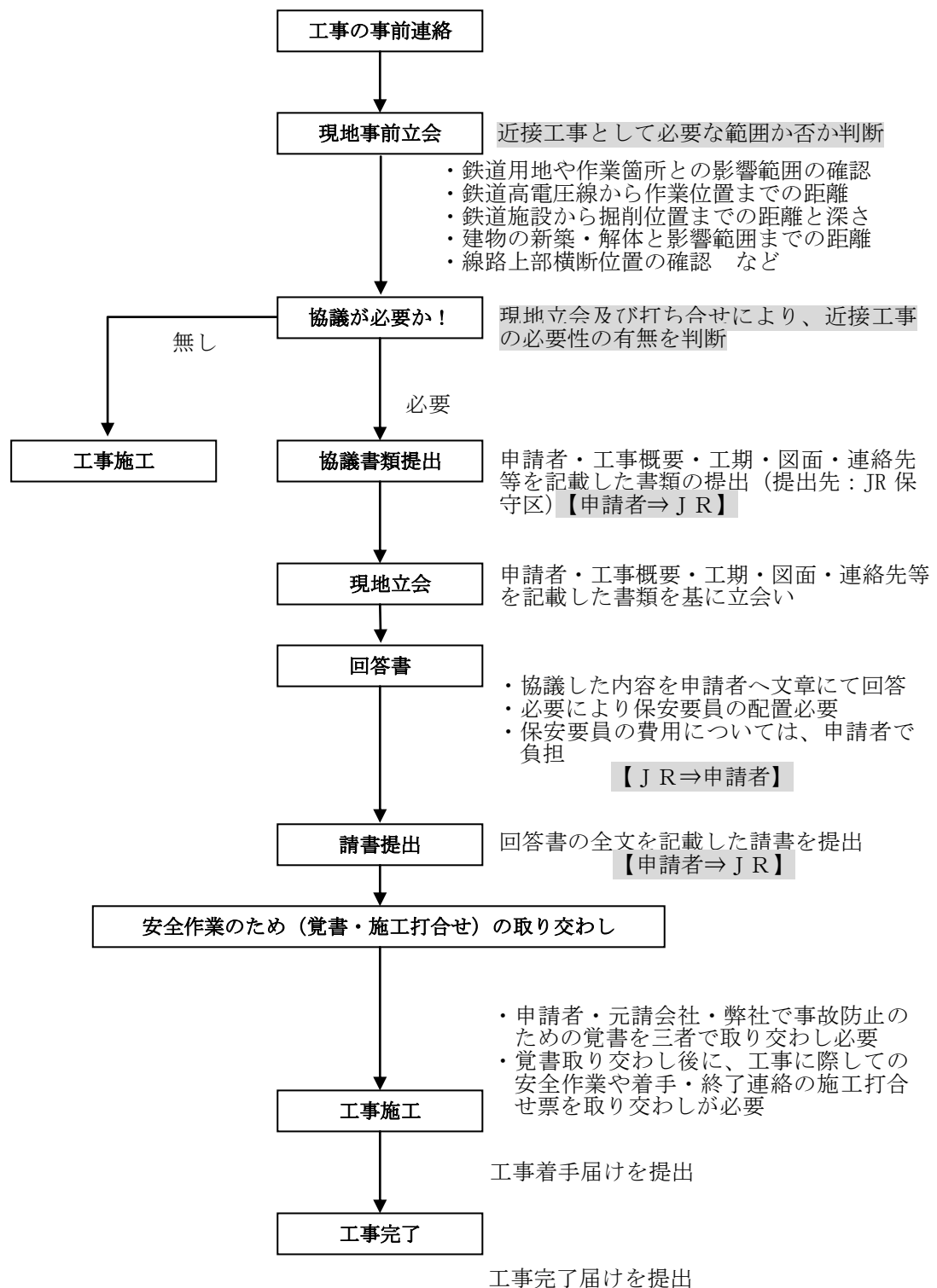
※ 重機械による掘削等の工事を線路に近接して行う場合は鉄道構造物の変状が危惧されます。

使用重機械の規模や旋回範囲のほか、掘削の影響によって、軌道の沈下が生じ、最悪、列車脱線事故に至る恐れがあります。

したがって、保安要員（工事管理者（軌道工事管理者）・列車見張員）の配置など、安全作業のための条件があり、事前の打合せが必要です。

※地質により影響ラインは異なるため、協議必要

## 5. 在来線近接協議の流れ



※ 申請者による協議書類提出後、施工の安全性や列車への影響を判断するため、回答までに期間を要します。

また、電車線の停電処置が必要な工事は、工事開始までに数ヶ月（社内停電工事発注）かかることもあるため、前広く協議を行っていただくようお願いします

## 6. 在来線近接協議の注意事項

鉄道に近接した工事を行う場合の注意事項については以下参照いただき、進めていただくようお願いいたします。ご理解とご協力をお願いいたします。

また、鉄道近接工事は特殊性、特異性が高く、以下の内容については、別途費用負担を生じますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○保安要員（工事管理者など・列車見張員）の配置が必要な場合

- ・列車運行に危険を及ぼす作業がある場合
- ・電車線防護（配電停止）が必要な場合
- ・鉄道構造物への影響が危惧される場合
- ・軌道の変状計測が必要な場合     など

○その他

- ・電線・通信線等が線路上空を横断する新設・撤去工事は、工事立会資格を持った会社と直接契約しての施工となります。
- ・鉄道用地内の測量については、測量関係者の感電、触車事故防止のため、弊社が受託で行います。